

2 意見の概要と市の考え方

(1) 特別支援教育の啓発について(8件)

No	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>特別支援教育基本計画の中の「啓発事業」に特別な思いを寄せている。地域の子供達・人達に、障がいのある子のことや障がい特性を知ってもらうための積極的な啓発活動が必要である。また、校長先生・担当教諭が理解するための研修も必要である。居住地校交流や障がい理解授業は子供達の理解が進み、本人との距離が近くなった。「理解して」と相手に期待するだけでなく、支援を必要とする側からの積極的な情報提供が最も必要だと思ふ。</p>	<p>障害のある子が心豊かに育ち、自立や社会参加を実現するためには、地域の子供達・人達に、障がいのある子を知ってもらうことは必要不可欠なことでありますことから、居住地校交流や学校間の交流活動、さらに障がい理解授業などは重要な取組であると考えております。学校の教職員の研修や居住地校交流などについては、すでに基本計画(素案)P23,28に盛り込んでおりますが、支援を必要とする側からの講話や情報提供についても大切なことですので、基本計画に記載してまいります。(基本計画P48,「2地域・保護者への啓発」)</p>
2	<p>障がい児をもつ母親として出来ることを考え、一昨年から地道に自分の住んでいる学校をはじめ、学生のボランティアスクールなどで啓発活動を行っているところである。保護者や地域への啓発をする際、障がい児をもつ親から話をしてもらうことは意識を変えるきっかけになると思ふ。親からの啓発も考慮してもらえとうれしい。</p>	<p>障がいのあるお子さんをお持ちになる保護者の方々は、子どもの一番の理解者であるとともに、様々な思いをもってこれまで子育てをなさっています。本人に代わって正しく、また自然に障がいを理解してもらうためには、単なる啓発紙の発行等だけでなく、保護者にお話していただく啓発も大変意義があることと考えます。保護者の方からの啓発について、基本計画に記載してまいります。(基本計画P48,「2地域・保護者への啓発」)</p>
3	<p>発達障害児の啓発活動を各学校で取り組んでほしい。親の会で啓発活動の手伝いをしたことがあるが、通常の学級の子もとても真剣に話を聴いてくれ、「何か手伝えることがあれば...。」と感想を寄せてくれた。親の会の活用などを啓発に取り入れてほしい。</p>	<p>地域・保護者への啓発だけでなく、子ども達が一人ひとりの違いを認め合える学級を作るためにも、総合的な学習の時間や道徳を活用した障害理解の学習は大切であると考えております。親の会などを活用した授業を多くの学校で行えるよう基本計画に記載してまいります。(基本計画P48,「2地域・保護者への啓発」)</p>
4	<p>発達障害という呼び名をやめて別の呼び名を検討する必要がある。自分の子どもが発達障害であること、或いは障害児と呼ばれることを保護者が受け入れることは容易ではない。</p>	<p>確かに、「発達障害」や「障害」という言葉は、正しい理解がなされないまま使用されると「レッテル」や「差別」につながる恐れがありますが、現在は、国においても、固有の特性を表す最も適切な表現として「発達障害」が使われておりますことから、本市の基本計画においても、「発達障害」という用語で記述してまいります。</p> <p>いずれにいたしましても、「発達障害」という用語が理解や支援につながる形で使われるよう、そして、「障害児のレッテル」とか「差別」のような発言をなくしていくためにも、この基本計画を作成・推進してまいりたいと考えております。</p>

5	<p>自閉症傾向のある子をもつ親。障害のある子を理解してもらうことはとても困難。居住地校交流とか話があるが、姉のいる学校に連れて行って皆さんに理解してもらうのは結構勇気がいる。障害のある子を普通の学校に連れて交流しづらい空気があり、厚いバリアを感じる。</p>	<p>確かに、十分に理解がされていないと感じられる場に入っていくことは勇気が必要かと思えます。しかし、そのようなことを重ねていくことが、バリアをなくするためには大変重要なことと受け止めております。小中学校の子ども達や地域の多くの方は、障害を持つ子どもと接したことがないために、どう接したらよいか分からないでおられるという現状もあります。障害を伴うために出来ないこと、手助けが必要なこと、さらに優れていることなど知ってもらうことが重要なことと受け止めておりますことから、理解・啓発に努めてまいります。</p>
6	<p>特別支援学校に通う子をもつ親。地域との交流はない。地域から特別な目で見られることもある。地域交流の際、まず周囲の子供を理解させるのは周りの大人の理解からだと思う。</p>	<p>基本計画の中にも「地域・保護者への啓発」という項目を盛り込んでおりますが（P23, P48）、魅力ある学校づくり地域協議会や障害のある子の親の会等を通して、発達障害についての理解を図るための講演会や授業などを積極的に企画するなど、障がいのある児童生徒が地域で育っていく中で、障害がハンディにつながらないような啓発を行ってまいります。</p>
7	<p>啓発資料の作成発行だけでなく、作成した資料を使った学習会・講演会など啓発に関する活動を行って欲しい。</p>	<p>作成した資料等の活用については、教職員の研修や学習会、保護者向けの講演会などで活用できるよう基本計画に記載してまいります。（基本計画P36、重点事業1（1））</p>
8	<p>小学校では、盲導犬が来て目の不自由な方の障がいについて勉強したり、身体に障がいがある方の説明などはされているようですが、知的障がいをもつ方の状況や接し方などはあまり取り上げられていないよう。通常学級の先生方に障がい者の特徴や特性を知っていただく研修会や勉強会をしてほしい。また、作成した啓発資料は、普段買い物に出掛けるスーパーなどにも配布して理解を深めて欲しい。</p>	<p>児童生徒への障がいについての指導は、まず教職員が十分理解していることが肝要でありますので、目や体が不自由な方ばかりでなく、見た目に分かり難い障がいについても研修会等で取り上げてまいりたいと考えております。 また、啓発資料については、宇都宮市ホームページ、広報紙への掲載の他に、県・市の医療・福祉など公共機関など、出来るだけ広い範囲に置くよう努めてまいります。</p>

(2)特別支援教育の体制の整備について(8件)

No	意見の概要	意見に対する市の考え方
9	<p>現在市内の中学校に特別支援クラスは少ないと思う。せめて義務教育の間だけでも地域の学校に通わせ、地域の人達と接点をもって過ごしたい。普通の生徒にとっても、難しくなる年代にハンデのある子と過ごすことは必要なこと。中学校の特別支援学級をもっと増やして欲しい。</p>	<p>特別支援学級は、一人ひとりに応じた支援が行える教育環境を設定することができ、大変効果もあります。本市においては、一人でも特別支援学級での支援を希望している児童生徒がいれば、学級の新設を考えております。県教育委員会におきましては、特別支援学級を設置する場合、知的障害特別支援学級であれば3人という基準を設けておりますことから、県教育委員会に対して設置基準の弾力化を要望しているところです。</p>

10	<p>居住地校交流もいいが、地域で育てられるよう一歩進んだ交流があるといい。養護学校には普通学校で十分やっていける子がたくさんいるので、地域の中での特別支援教育を充実して欲しい。自分の子は小学校に入学を認めてもらえて感謝している。</p>	<p>特別支援学校の就学基準に該当する児童生徒についても、小・中学校での就学機会を拡充するため、本市においては、認定就学拠点校を整備し、きめ細かい指導が行える人的・物的整備に努めております。</p> <p>今後も、よりよい支援の在り方について、保護者と共に考えてまいります。</p>
11	<p>自分の子どもは41人の学級にいるが、41人は多すぎる。子どもの人数が少なければ、それだけ子どもの考えを聴くこともできる。是非、35人学級を早急を実現して欲しい。また、限られた時間の中で一人の教師が出来る事には限界がある。特別な支援を必要としている子どもたちのために、全クラスにT・Tをつけて欲しい。</p>	<p>本市においても、35人学級の実現については、一人ひとりの指導を丁寧に行うために必要なことであると考えており、現在、県教育委員会に要望しているところです。</p> <p>また、T・T、補助教員については、席についていられないなど特別な支援を必要としている児童生徒の多い学校・学級に配置できるよう努めております。今後さらに、基本計画素案の重点事業4にも記載しましたように、特別支援教育担当者の配置について検討してまいります。</p>
12	<p>専門家チームによる巡回相談事業に作業療法士・言語療法士、理学療法士も含まれているのか？様々な分野の専門家の助言が必要だと思う。各小学校にそれぞれのスタッフが定期的に訪問してくれるシステムがあると一番望ましい。</p>	<p>本市の巡回相談員は、医師・臨床心理士・大学教授等学識経験者・特別支援学校教員・通級指導教室・特別支援学級担当者・教育センター職員で組織されております。</p> <p>言語療法士は市教育センター相談室にありますが、作業療法・理学療法的な相談が必要な場合は、県教育委員会の特別支援学校センター化推進事業を活用し、特別支援学校の教員が定期的に学校訪問し、相談・指導を行っております。</p> <p>今後も、基本計画素案の重点事業8（P43）（2）にありますように、特別支援学校のセンター化推進事業の活用を図り、専門的な助言をもらえるように努めてまいります。</p>
13	<p>通常の学級への支援について事例や研究を積み重ねていくことが必要。また、専門家チームの巡回相談とスクールカウンセラーの来校日数を年4回から年6回に増やして欲しい。</p>	<p>専門家チームの巡回相談は、経過観察を踏まえながら年4回実施しております。スクールカウンセラーの派遣は、中学校であれば毎週、小学校においても、今年度から月1回は拠点校に出向いておりますので、継続的な相談が可能になると思います。今後、各学校で活用していただけるよう努めてまいります。</p>
14	<p>重点事業はとても見やすくまとまっていると思う。事業2は、困難さを捉えるために、通常学級の教師が手軽に簡単に使えるチェックリストやスクリーニング方法の作成も一緒に進めて欲しい。</p>	<p>ご意見のとおり、指導の第一歩は困難さの気づき、どんな困難かの捉えが肝要と受け止めておりますことから、調査研究の内容に、チェックリストの作成についても基本計画に記載してまいります。</p> <p>（基本計画P37 重点事業2（1））</p>

15	人手不足になると思うので「学校ボランティア」などを募集・研修し先生の他に個別対応ができる人をつけて欲しい。	街の先生（学校ボランティア）などの活用を検討しているところですが、障がいのある子への支援は、障害に対する専門性や、支援を受ける子のプライバシー、家族に対する配慮もありますことから、研修を丁寧に行うなど今後検討してまいりたいと思います。
16	ボランティア養成講座などを開き学校の行事に参加してもらうなど、一般の方々にも加わってもらうのもいいと思う。	一般の方や学生のボランティアなどの活用を図っている市町もありますので、本市といたしましても、今後在るべき方向について検討してまいります。

(3)教職員の専門性の向上について(9件)

No	意見の概要	意見に対する市の考え方
17	子どもが4年生の時、福祉の授業で障害のことを勉強したが、知的障害や自閉症の話は出なかったとのこと。先生の中には、外見では分からない障害のことをよく知らない方もたくさんおられる。一人でも多くの方が障害の特性を理解し支援の手を差し伸べてもらえるよう先生方の研修などに力を入れて欲しい。	学校の全教職員で特別支援教育を推進していく上で、教員の研修は大変重要なことであると受け止めております。教育センターにおいては、研修の対象、内容等を充実していくとともに、校内研修の充実も不可欠であると考えております。重点事業5の推進に努めてまいります。
18	障がいに対しての知識不足は目にあまるものがある。自閉症は治るのですかと聞かれたこともある。もっと教師に対しても勉強をして欲しい。(研修・実習など)	障がいのある子への適切な支援は、まず何よりも子どもを広く深く理解することであり、その中で障害特性という視点でその子の理解を図ることが肝要であります。確かに、これまで直接障がいのある子との関わりがあまりなかった教職員については、知識・理解が十分と言えない状況ではありますが、教育センターや校内研修における障害理解研修を充実し、すべての教員に勉強の機会を増やしてまいりたいと考えております。
19	うちの子もアスペルガー障害。幼稚園の時に診断を受けたがその当時はレットテル貼りのような状態。幸い小学校は、理解ある校長先生や多くの先生たちの支援があり、本人なりに成長している。特別支援教育は先生たちの障害への理解が最大のポイント。先生達の研修・実践に期待する。	幼児期・学童期・青年期等ライフステージごとに、必要な支援を適切に受けられますことは、お子さんの将来の自立や人格形成に大きく係わってくることと受け止めております。これからも、一人ひとりに応じた適切な指導・支援が行えるよう、本計画を具現化していくことで、研修等の充実にも努めてまいります。
20	先生方の専門性には特別支援の研修だけでなく学級経営の研修も入れた方がよい。教師一人一人に子供を見る視点と指導を裏付ける理念は必要。	ご指摘のとおり、学級経営に視点を置いた研修は重要であると思われまますことから、現在、初任者研修・10年目研修等ですべての教員に対し実施しているところです。今後も、一人ひとりを認め合える学級経営を目指してまいります。

21	<p>重点事業6のように、どの学級にもいる発達障害のある児童に対応するために、すべての教員が特別支援学級等を経験するシステムを是非作って欲しい。</p>	<p>障害のある子が、心強い適切な支援を得ることができるために、多くの教職員が専門性を深めていくことは大変重要なことと認識しております。もちろん、特別支援教育のエキスパートの教員も必要でありますことから、計画の具現化に努めてまいります。</p>
22	<p>事業6はとても面白い事業。全ての教員が体験することで校内のバリアもなくなるのでは。エキスパートのサポートシステムも必要不可欠だと思う。</p>	<p>通常の学級担任が特別支援学級を、特別支援学級担任が通常の学級を担当したり、出授業を行ったりすることで、それぞれの学級や児童生徒の理解が図られ、全校体制における支援が円滑に行えるものと考えております。計画の具現化に努めてまいります。</p>
23	<p>特別支援学級の担任を誰もが一度は経験することはとても大切なこと。管理者を目指す人は経験していると公平な目で先生方と接することができるのではないかと。重点事業6に期待している。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。重点事業6は、校内のバリアの解消など、これまでの本市の特殊教育の課題を解決するものと考えておりますことから、計画の具現化に努めてまいります。</p>
24	<p>特別支援学級の指導形態については通級という形式だけでは対応仕切れない。特別支援学級に携わった管理職者を特別支援学級と特別支援教室をもつ学校に配属して欲しい。</p>	<p>特別な支援を必要としている児童生徒の状況（発達段階）は様々でありますことから、支援の在り方も一人ひとり異なります。特別支援学級と特別支援教室の支援体制の違いを明確にし、どのような支援が当該児童生徒に必要なのかをとらえるために、特別支援教育のエキスパート教員は必要不可欠であります。また、学校経営の中で、特別支援教育の視点をもつこともさらに重要なこととありますことから、やがては管理職になっていくことを見据え、一人でも多くの教員が特別支援学級の指導に関わることが出来るよう、計画の具現化に努めてまいります。</p>
25	<p>特別支援教育コーディネーターの研修が過去に行われましたが、人事異動などで1校に1人以上配置されているのか疑問。だれが担任をしても対応できるように、基本的な知識を得る機会や、校内での協力体制の整備をすすめることが急務である。</p>	<p>本市におきましては、特別支援教育コーディネーター養成研修は、平成16年度から毎年実施し、今年で4年目になります。平成20年度まで5年間継続実施することで、各学校で5人程度のコーディネーターの資質をもった教員を養成する計画です。また、全ての教員が、基本的な知識を得る機会をもつために、初任者研修・5年目研修・10年目研修・リーダー研修等節目研修の際に特別支援教育の内容を研修に盛り込んでおります。今後も、重点事業5の推進に努めてまいります。</p>

(4) 幼児期からの一貫した支援について(9件)

No	意見の概要	意見に対する市の考え方
26	<p>関係機関同士が直接連携をとってより良い支援を目指して欲しい。その際、教員はもっと医療や福祉についての知識を身に付けて欲しい。ここ数年、福祉サービスはかなりの変化があり、保護者としてはこれについていくのがやっとだった。教員でさえ福祉のことを知らない現状は悲しい。</p>	<p>ご意見のとおり、福祉サービスについては変化が大きく、正しい詳細の情報をお伝えすることは担当の窓口以外では難しいと思われませんが、教育相談機関と医療・福祉機関等が十分連携することで、適切な情報提供ができるよう努めてまいります。</p>
27	<p>発達障害をもつ就労状況などの情報を親も持っていない。就労してもすぐ解雇されることがないように、企業が果たす役割についても行政の指導・啓発・監視が必要である。</p>	<p>障がいのある方の就労については、障害福祉課・商工振興課・栃木障害者職業センター等と連携を密にし、よりよい自立と社会参加ができるよう情報提供等に努めてまいります。</p>
28	<p>幼児教育の環境や人件費を削減すると、情緒障害児を作り出すことになる。保育園の環境の悪化によって、その後の学校教育にかかわってくる。情緒面の安定を図るために幼児教育の環境整備を整えて欲しい。</p>	<p>教育行政といたしましては、幼児期の適切な支援は大変重要なことと受け止めております。児童福祉課や今年度開設いたしました市発達センターと連携し、適切な早期支援に努めてまいりますとともに、幼稚園・保育園の先生方や保護者へ特別支援教育の重要性を啓発していくことも必要と思われまので、親学の講座を利用するなど、計画的な講演会・学習会などの実施に努めてまいります。</p>
29	<p>サポートセンターを充実し親に対しての心理的ケアも必要。障がい児の親の意見を取り入れ、充実した福祉が使えるようになることを期待している。</p>	<p>障がいのある子の支援や保護者の心理的ケアについては、市教育センターの教育相談や市発達センターで行っている発達相談事業等において充実できるよう基本計画に記載してまいります。 (基本計画P32, 11(34)教育センター相談室の充実)</p>
30	<p>幼児期からの一貫支援に期待している。個別の支援計画が途切れないよう幼・小・中・高・就労へと引き継ぎがスムーズにいくようにして欲しい。</p>	<p>幼・保・小連携事業や、小・中学校間の情報交換はこれまでも、各学校ごとに行ってまいりましたが、幼児期・小学校、そして中学校から高校・高等部・就労までの円滑な支援が継続して行われるよう、重点事業9にも在りますように、本市独自の(仮称)サポートブックなどを作成し、一貫支援のための情報の共有化に努めてまいりたいと考えております。</p>
31	<p>特別支援学級を担任していたが、保護者が常に思うことは将来の就労。見学ができるなどの情報を得られるようになると良いと思う。</p>	<p>就労に関する連携・情報提供はご意見のとおり、保護者・ご本人にとって大変必要なことと受け止めております。障害福祉課・商工振興課・栃木障害者職業センター等と連携を密にし、よりよい自立と社会参加ができるよう啓発等に努めてまいります。</p>

32	「幼児期からのライフステージに即した一貫した支援」とあるが、連携とは具体的にどういうことなのか知りたい。	具体的には、基本計画P44、重点事業9の事業内容の欄に記載されておりますが、本市で作成予定の（仮称）サポートブックを活用した「情報の共有化」「円滑な支援」さらに、一人の子が幼児期から就労まで係わる様々な連携機関・関係者などで構成する連携協議会の設置・実施、連携会議を通した「個別の支援計画」の作成など、横の連携、縦の連携を充実してまいります。
33	特別支援学校分校設置をぜひ進めて欲しい。	現在、特別支援学校分校設置の必要性について、県教育委員会と情報交換を行っている現状でございます。
34	幼・保・小の連携はとれていると感じている。小・中学校間は、中学生になって不登校が増えるなどの様子がみられ残念に思う。小学校6年間を中学校が共有できれば不登校を減らすことができると思う。	幼・保・小連携事業や、小・中学校間の情報交換はこれまでも、各学校ごとに行ってまいりましたが、ご意見のとおり、中学生になってから不登校が増える現状は、本市といたしましても大きな課題と受け止めておりますことから、小・中学校の連携の在り方について、すでに検討を開始しているところでございます。

(5) 計画全般について(6件)

No	意見の概要	意見に対する市の考え方
35	特別支援教育に携わっている。宇都宮市がきちんとしたビジョンをもって子どもたちの教育を考えていることがうれしい。	ありがとうございます。今後も基本計画に基づき、宇都宮市の特別支援教育がさらに充実していくよう具現化を図ってまいります。
36	特別支援教育の対象は限られた障害や市立の学校特学（特別支援学級）生徒とはせず（県立のもうろう養護学校在学中の子どももふくむ）、個別に支援の必要な全ての子どもとし、個々にとって必要な教育環境の整備を図り、例えば医療的ケアの必要な子どもでも、保護者の待機、付き添い無くても安全に学校生活を送れる教育環境を望みます。障害種別で排除する様な教育が行われないうお願いしたい。	ご意見のとおり、特別支援教育は、限られた障害をもつ子とか特別支援学級の児童生徒へだけの支援という考え方ではありません。個々の困難さを受け止め、一人ひとりに応じた支援を行うということが理念でありますことから、本計画の対象も、障害種別による限定はせず、通常の学級の児童生徒を含めたすべての学級の中で、特別な支援を必要とする児童生徒として考えてまいります。
37	市立の小中学校の在校生のみでは対象が狭すぎる。最も支援の手を必要としている子どもたちは、地域の小中学校には在籍していない現実をよく考えて計画の策定にあたって欲しい。	特別支援学校の教育や環境整備の在り方については、県の教育行政の責務となりますが、特別支援学校に在籍する児童生徒も、地域の中で共に育てるべき宇都宮市の児童生徒でありますことから、特別支援学校との連携も踏まえて本計画を策定しております。
38	対象については、「医師の診断の有無にかかわらず困難さがあるととらえている範囲」と定義されているが、非常に重要な基準なので本文に明確に定義したほうがよいのでは。	「医師の診断の有無にかかわらず困難さがあるととらえている範囲」という定義（注書き）も、本文と同様、本市の考え方（対象）でありますことから、ご了解いただきたいと考えております。

39	<p>現状については、「十分とはいえない」との記述が多いが、たくさんの事業を実施しているのので、具体的に客観的に書いてはどうか。</p>	<p>温かいご意見をいただきありがとうございます。これまで、拠点校の整備や人的支援、教職員研修など様々な事業を行ってまいりましたが、宇都宮市の目指していることの中では、十分でない部分もありますことから、「十分とは言えない」という表記になっております。</p>
40	<p>基本計画については、ノーマライゼーションの考え方が書かれていたが、インクルージョンあるいはインクルーシブな教育という観点も重要だと考える。これまで、障害のあるなしで、教育の場が違っていたが、それを出来るだけ同じ教育の場で保障していくという考え方。計画の中では、居住地校交流のことが書かれていたが、もう一歩進んで、教育のシステムの根本的な再編成が必要である。</p>	<p>国際的な動きの中で、障害者権利条約などにもインクルージョンの考え方が提唱されております。本市のこの計画は、平成19年度から9年間の計画でありますので、本市といたしましては、現在の学校教育制度の中でインクルージョンを目指し、障がいのある子ども、地域の中で適切な教育・支援が受けられるよう、拠点校整備や特別支援学級の整備、特別支援学校との連携など充実に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、今後、社会情勢や教育環境を取り巻く状況の変化に応じ、必要な見直しを行ってまいります。</p>